



シオン

税務と経営

編集発行人
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2102
奈良県葛城市東室123番地1
TEL 0745 (69) 8282
FAX 0745 (69) 7377
自宅 0745 (69) 2174

10月

(神無月) OCTOBER

10日・体育の日

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| . | . | . | . | . | . | 1 |
| 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 30 | 31 | . | . | . | . | . |

ワンポイント 雇用促進税制の「計画」提出期限

従業員を増加させた場合に、増加従業員数に20万円を乗じた金額を税額控除できる雇用促進税制を適用するためには、一定期間内にハローワークに雇用促進計画を提出しなければなりません。本年4月1日～8月31日までに開始する事業年度については、10月31日までの提出でよいとする経過措置があります。

10月の税務と労務

- 国 税 / 9月分源泉所得税の納付 10月11日
- 国 税 / 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月17日
- 国 税 / 8月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税 / 2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税 / 11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 10月31日
- 地方税 / 個人の道府県民税及び市町村民税の第三期分納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(7月～9月分) 10月31日
- 労 務 / 労災の年金受給者の定期報告 (7月～12月生まれ) 10月31日
- 労 務 / 労働保険料第2期分の納付 10月31日 (労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

生前贈与のポイント

生前贈与は、将来の相続財産の絶対量を減らすことにより、相続税の節税に役立ちます。また、特例を活用すれば、さらに効果が高まります。

以下、要点を整理してみます。

1 生前贈与のメリット

- ① あげたい人に、あげたいものを確実に渡せる（相続時の争族の防止）。
- ② 贈与した資産は、その後に相続税の評価額がアップしても相続税に影響しない。
- ③ 贈与は相続と異なり、自分の贈った財産がどのように使われるかを、自分で確認できる。
- ④ 孫への贈与は相続を一回パスすることになり、「世代飛び

越し効果」がある。

2 一般贈与の計算

贈与税は、一月一日から十二月三十一日までの一年間に贈与

<設例1>

Aさんは、6月に父から200万円、11月に母から100万円を贈与されました。この場合の贈与税額はいくらになりますか。

(回答)

$$\{(200万円 + 100万円) - 110万円\} \times 10\% = 19万円$$

された財産を「財産評価基本通達」に従って評価し、課税価格の合計額から一〇万円の基礎控除額を控除した残額に贈与税率を適用して税額を算出し、翌年の二月一日から三月十五日までに申告・納付します。

3 節税分岐点

贈与税率は、相続税率よりも相対的に高くなっていますが、贈与税をコントロールすることにより相続税負担よりも低く生前贈与できます。

財産が多い場合には、年間一〇万円の贈与では相続税の節税効果が遅く小さいものとなるので、図表を参考にして贈与財産の金額アップを検討するのも良いでしょう。

図表 贈与税と相続税の税率比較

| 贈与税 | | 税率 | 相続税 | |
|-------------------|-------|-----|-------------|---------|
| 基礎控除及び配偶者控除後の課税価格 | 控除額 | | 法定相続人の各取得金額 | 控除額 |
| 200万円以下 | — | 10% | 1,000万円以下 | — |
| 300万円以下 | 10万円 | 15% | 3,000万円以下 | 50万円 |
| 400万円以下 | 25万円 | 20% | 5,000万円以下 | 200万円 |
| 600万円以下 | 65万円 | 30% | 1億円以下 | 700万円 |
| 1,000万円以下 | 125万円 | 40% | 3億円以下 | 1,700万円 |
| 1,000万円超 | 225万円 | 50% | 3億円超 | 4,700万円 |



4 贈与税の特例

次の三つの特例は、政策的に贈与税の負担を大幅に軽減・免除又は先送りする制度なので、是非、活用したいものです。

- (1) 贈与税の配偶者控除
配偶者から居住用不動産の贈与を受けた場合は、基礎控除の他に、二、〇〇〇万円が控除されます。

【適用要件】

- ① 婚姻期間が二〇年以上の配偶者からの贈与であること
- ② 居住用不動産又は居住用不



動産を取得するための金銭の贈与であること

- ③ 贈与を受けた年の翌年三月十五日までに受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであること

- ④ 過去に、今回の贈与者からの贈与について、この特例を受けていないこと

- (2) 住宅取得等資金の贈与の非課税

平成二十三年十二月三十一日までの間にその直系尊属から贈与により取得した住宅取得等資金について、非課税限度額（平成二十三年中は一、〇〇〇万円）までの金額の贈与を受けた場合、贈与を受けた年の合計所得金額が二、〇〇〇万円以下であるなど一定の要件を満たすときは、その非課税限度額までの金額は、贈与税がかかりません。

- (3) 相続時精算課税制度の選択制度の概要

贈与税の課税制度には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の二つがあり、一定の要件に該当する場合には、相続時精算課税を選択することができ

ます。この制度は、贈与時に贈与財産（特別控除後）に対する贈与税を納め、その贈与者が亡くなった時に精算するものです。

- ② 適用対象者

贈与者は六五歳以上の親、受贈者は贈与者の推定相続人である二〇歳以上の子とされています。

- ③ その他

贈与財産の種類、金額、贈与回数に制限はなく、特別控除額は二、五〇〇万円です。

なお、贈与者ごとに選択できますが、いったん選択すると暦年課税に戻せません。

5 贈与税の注意点

- (1) 証拠を残しておく

① 預金通帳や証書等の名義を整合性のあるものにし、印鑑は贈与を受けた人が保管していること。

- ② 契約書によらない贈与はいつでも取消し可能（民法五五〇条）です。不安定な状況にならないためにも契約書は必ず作成すべきでしょう。

- ③ 首尾一貫性

受贈した財産は、受贈者がその財産の管理等をするのが当然であるため、次の例のようにその首尾一貫性が大切です。

- ・土地：固定資産税の負担
- ・建物：固定資産税・火災保険料の負担
- ・株式：配当の所得税申告
- ・賃貸物件：不動産所得の申告

- (2) 意思能力

贈与は契約であり、贈与者の贈与する意思と受贈者の贈与を受ける意思の両方があつて成立します。

そこで、通常、中学生以上なら問題ありませんが、小学生以下の場合、祖父母からの贈与を受けた預金通帳や証書は、印鑑とともに両親が代わって受け取り、管理しておく必要があります。

ただし、一般的に小学生以下の場合、意思能力が備わっていないと判断されることがあるので注意が必要です。

建設仮勘定に関する 仕入税額控除の取扱い

1 仕入税額の控除の時期

消費税の納付税額は、課税期間中の課税売上高に係る消費税額から課税仕入高に係る消費税額を差し引いて計算します。

このように、課税仕入高に係る消費税額を差し引くことを仕入税額の控除といいます。

仕入税額の控除は、課税仕入れを行った日の属する課税期間において行われます。

ここで、課税仕入れを行った日とは、資産の譲受けや借受けをした日又は役務の提供を受けた日であり、原則として、所得税法又は法人税法で所得金額の計算をするときの資産の取得の日又は費用の計上時期と同じです。

2 建設仮勘定に関する取扱い

通常、建設工事の場合は、工事の発注から完成引渡しまでの期間が長期に及ぶた

め、工事代金の前払金又は部分的に引渡しを受けた工事代金や経費の額を建設仮勘定として経理することが一般的に行われています。そして、この建設仮勘定を、目的物の全部が引渡しされたときに固定資産などに振り替える処理が行われます。

消費税法では、このような建設仮勘定についても、原則として物の引渡しや役務の提供があった日の課税期間において課税仕入れに対する税額の控除を行うこととしています。

ただし、建設仮勘定として経理した課税仕入れについて、物の引渡しや役務の提供又は一部が完成したことにより引渡しを受けた部分をその都度課税仕入れとしないで、工事の目的物のすべての引渡しを受けた日の課税期間における課税仕入れとして処理しているときは、この方法も認められます。

賃借した土地の改良費も借地権

借地権の取得価額には、土地の賃貸借契約や転貸借契約に当たって、借地権の対価として土地所有者又は借地権者に支払った金額が含まれます。このほか、次に掲げるような金額も含むものとされています。

- (1) 賃借した土地の改良のためにした地盛り、埋立て等の整地に要した費用の額
- (2) 土地の上にある建物等を取得した場合に、その建物等の購入代価のうち借地権の対価と認められる部分の金額
- (3) 借地契約に当たり支出した手数料その他の費用の額
- (4) 建物等を増改築するに当たりその土地の所有者等に対して支出した費用の額

なお、(2)に掲げる金額が建物等の購入代価のおおむね10%以下の金額であるときは、これを区分せずに建物等の取得価額に含めることも認められています。

定期金に関する 権利の贈与

定期金に関する権利は、例えば「一〇年間にわたり毎年一〇万円ずつの給付を受ける権利」のように、契約によりある期間定期的に金銭等の給付を受けることを目的とするものです。各年において贈与税の基礎控除額以下で贈与を受けた場合には、贈与税は課税されません。

しかし、例えば、贈与者との間で一〇年間にわたって毎年一〇万円ずつ贈与を受けることが約束されている場合には、一年ごとに贈与を受けると考えるのではなく、約束をした年に、一〇〇万円分の定期金に関する権利の贈与を受けたものとされます。したがって、贈与税が課税されるか否かは、その定期金の総額によって判断されることになります。